

# これからも国保を安定して運営するために

## ～国民健康保険税の税率等を改定しました～

国民健康保険課 ☎224-5833

☎224-7318

市では、平成29年度に「川越市国民健康保険赤字解消・削減計画書」を策定し、同計画に基づいて、計画期間の6年間で、3回に分けて段階的な保険税率等の見直しによって、約9億円の赤字を解消することとしています。今後も国民健康保険(国保)を安定して運営するために、令和5年度課税において、第3回目の改定を行いました。

### 令和5年度保険税率等

国保税は、医療保険分、後期高齢者支援金等分、介護保険分の3つの区分ごとに求めた合算額が年税額となり、世帯主が納税義務者となります。

それぞれの区分は、前年中の所得に基づいて計算する所得割額と、一人当たり定額の均等割額から構成されます。

また、区分ごとに課税額の上限となる課税限度額があります。

区分	課税内訳	令和4年度	令和5年度	差
医療保険分	所得割税率	7.35%	7.35%	-
	均等割額(1人当たり)	24,700円	27,500円	2,800円
	課税限度額(1世帯当たり)	63万円	65万円	2万円
後期高齢者支援金等分	所得割税率	2.40%	2.40%	-
	均等割額(1人当たり)	8,400円	9,400円	1,000円
	課税限度額(1世帯当たり)	19万円	20万円	1万円
介護保険分(40～64歳までの方が対象)	所得割税率	2.00%	2.00%	-
	均等割額(1人当たり)	11,300円	12,300円	1,000円
	課税限度額(1世帯当たり)	17万円	17万円	-

区分ごとの計算式(所得割額と均等割額を合計し、100円未満を切り捨て)

所得割額…(総所得金額等-基礎控除額43万円)×所得割税率(加入者ごとに計算し、世帯で合算)

均等割額…均等割額(1人当たり)×国保加入者の人数(世帯で合算)

### モデルケースでの年間国保税額の試算



- 1人世帯(68歳単身)
- 年金収入110万円(所得0円)
- 介護保険分はなし

令和4年度	9,900円 (均等割7割軽減)
令和5年度	11,000円 (均等割7割軽減)
差額	+1,100円



- 2人世帯(68歳夫婦)
- 世帯主=年金収入200万円(所得90万円)、配偶者=年金収入60万円(所得0円)
- 介護保険分はなし

令和4年度	78,800円(均等割5割軽減)
令和5年度	82,600円(均等割5割軽減)
差額	+3,800円



- 3人世帯(45歳夫婦、中学生)
- 世帯主のみ給与収入350万円(所得237万円)
- 介護保険分はあり(2人)

令和4年度	349,700円
令和5年度	363,100円
差額	+13,400円

\* 令和5年度の具体的な税額は、7月中旬に国保加入世帯の世帯主へ発送する国民健康保険税納税通知書を確認してください。

### 健康寿命の延伸を目指して

国保に加入している皆さんの健康増進と健康寿命の延伸を目指し、次のような取り組みを進めています。

#### ■ 特定健康診査・特定保健指導

市の国保では、メタボリックシンドロームに着目した健康診査(特定健診)を、40歳以上の加入者を対象に行っています。また、特定健診の結果から生活習慣病になるリスクが高い方へ、特定保健指導として生活習慣の見直しをサポートしています。ぜひ特定健診を受診しましょう。無料で受けられるセットや受診者の中から抽選でプレゼントが当たるキャンペーンも行っています。

また、特定健診を受けずに自費で受けた人間ドック等の費用の一部助成も行っています。

#### ■ 糖尿病性腎症重症化予防事業

糖尿病が重症化し人工透析へ移行することを防ぐため、リスクのある方を対象に、医療機関への受診勧奨や、専門職による保健指導を無料で行っています。

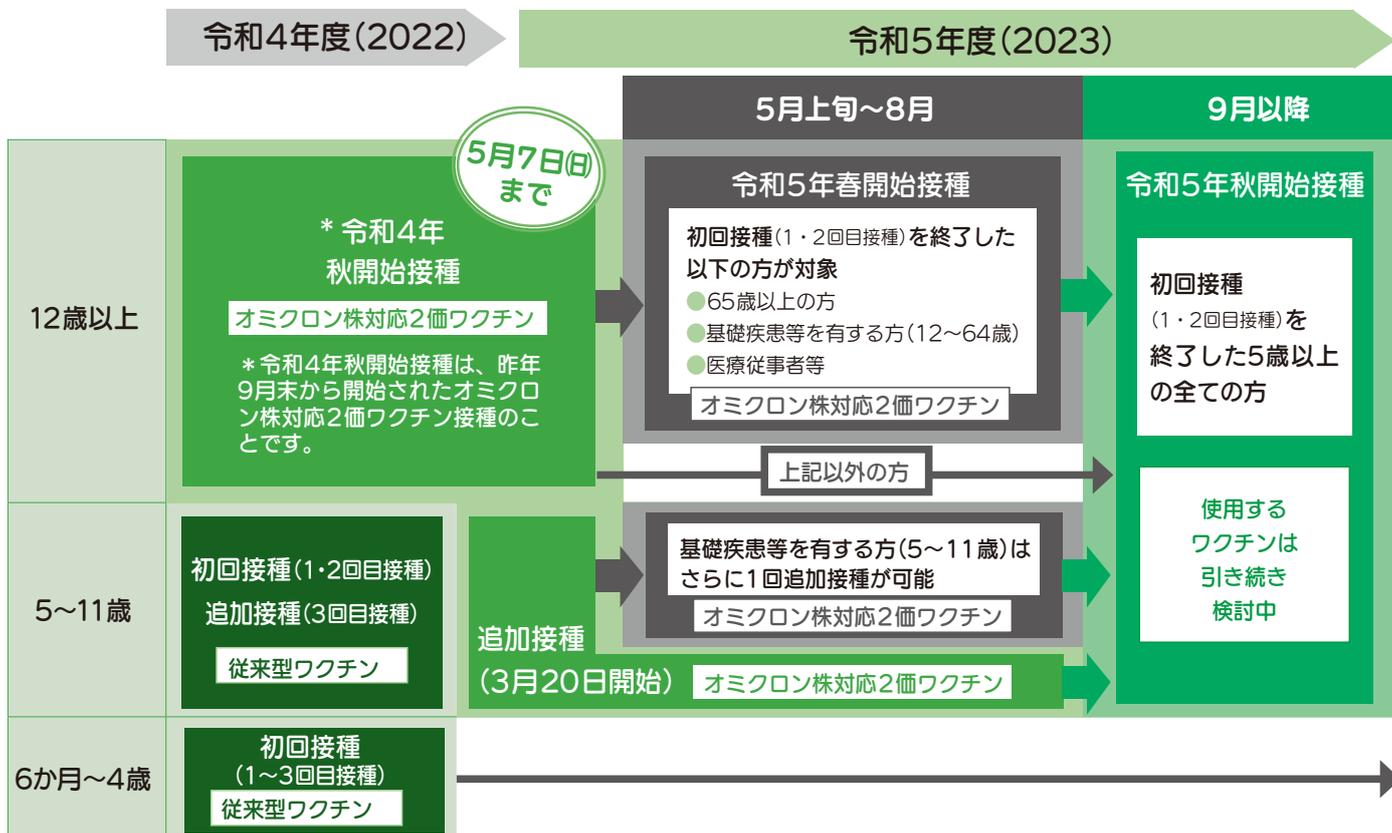
#### ■ 脳ドックの費用助成

脳血管障害、脳腫瘍などの疾患を早期に発見し、その後の必要な対応や生活改善に生かせる脳ドックに対して、受検日時点で40歳以上74歳以下の加入者を対象に、費用の助成を行っています。



## 無料での接種が **来年3月末までに延長** **春と秋に追加接種**を行います

春の接種は65歳以上の方や 5～64歳で基礎疾患をお持ちの方など、重症化リスクの高い方を対象に5月上旬から開始予定です。令和4年秋開始接種を受けてない方のうち、令和5年春開始接種の対象でない方(12～64歳で基礎疾患の無い方)は、5月8日(月)以降、秋開始接種まで接種の対象ではなくなり、お手持ちの接種券も使用できなくなります。接種を希望される方は5月7日(日)までに済ませてください。



\* 初回接種 (従来型ワクチン) の接種期間も来年3月末まで延長されています。希望される方は早めの接種をお願いします。

接種可能な医療機関や予約方法、接種券の発送時期等については広報川越5月号や市ホームページでお知らせします。今回の接種の対象は次の方になります。

### 春開始接種の対象となる方

初回接種が完了し、次のいずれかに該当する方。

- ①65歳以上の方
- ②5～64歳の基礎疾患等を有する方 (5～11歳の春開始接種対象者は下記を参照)
- ③医療従事者等 (医療機関や高齢者施設、障害者施設の従事者等)

\* 基礎疾患等を有する方、医療従事者等について詳しくは市ホームページをご確認ください。

### 春開始接種の接種券が自動で発送される方 (申請が不要の方)

- ①65歳以上の方
- ②今までにオミクロン株対応ワクチンを接種した18～64歳の方で4回目接種開始の際に「基礎疾患等を有する方または医療従事者等」として接種券の申請または受領をした方

\* ①または②に該当しない方は、4月24日(月)以降に下記の方法で申請をしてください。

申請方法…市ホームページから電子申請または必要書類 (市ホームページからダウンロード可) を、郵送で小ヶ谷817-1 新型コロナウイルスワクチン接種対策室

### 小児 (5～11歳) の接種

小児接種は令和4年秋開始接種の延長として、令和5年秋開始接種までにオミクロン株対応2価ワクチン未接種の場合1回(基礎疾患等を有する場合は、5月7日(日)までにオミクロン株対応2価ワクチンを接種した場合、3か月後に春開始接種としてさらにもう一回)接種できます。接種券は最終接種日から3か月後に自動発送します。なお、3回目未接種の方で接種券が手元にある方はそちらを使用できます。

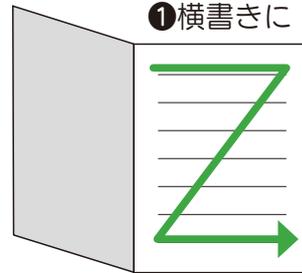
# 広報川越が左綴じになります！

広報室 ☎224-5495 ☎225-2171

市民からのご意見を参考に、より見やすく、欲しい情報が探しやすい広報紙とするため、5月号から次のとおり変更します。

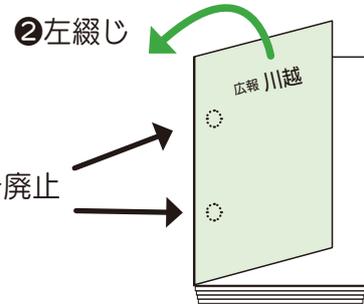
## ①全ページを横書きに

広報の中に折り込まれている「議会だより」や「社協だより」なども横書きに変更します。



## ②綴じ方向を左に

横書きに合わせて、いままでと反対向き（左綴じ）になります。



## ③パンチ穴を廃止

パンチくずは紙の繊維が短く切断されるため、リサイクルしづらく、大量のごみとなっていました。

→裏表紙に、パンチ穴のガイドを印字しますので、ご自身で穴を開ける際の目安としてください。

## ④裏表紙にカラー広告を追加

広告掲載の費用や申し込み等について詳しくは直接、(株)ジチタイアド ☎092-716-1401にお尋ねください。

裏表紙



- レイアウトの自由度が増し、視覚的に分かりやすく
- より読みやすく
- 環境に配慮

## 『外国籍の子どもたちのための教育相談ガイド』のタガログ語版、ネパール語版ができました!!



国際文化交流課 ☎224-5506 ☎224-8712

市内に住む外国籍の皆さんと一緒に作ったガイドブックです。小学校や中学校での学校生活に関する情報を、やさしい日本語やタガログ語、ネパール語で読むことができます。その他にも英語版や中国語版があります。



# 高齢者の生きがい・生活を支援します



\* 市内に住所がある方が対象です。

## ■敬老マッサージサービス

あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅうのいずれかを年度に1回、無料で受けられる利用券を交付します。

対象…70歳以上(年度内に70歳に達する方を含む)

交付場所…同課、市民センター、川越駅西口連絡所

## ■健康ふれあい入浴利用券

入浴施設を利用する際に1回200円を補助する利用券を交付します(年度内6回分)。利用可能施設についてはお尋ねください。

対象…65歳以上

交付場所…同課、市民センター、川越駅西口連絡所

## ■市内循環バス(川越シャトル)特別乗車証の交付

70歳以上の方に割引運賃または無料で乗車できる特別乗車証を交付します。

料金…1乗車100円(90歳以上無料)

交付場所…同課、市民センター、川越駅西口連絡所

\* 障害のある方については、障害者福祉課(☎224-5785 ☎225-3033)にお尋ねください。

## ■介護支援いきいきポイント事業

市の指定する介護関連施設などでボランティア活動を行うと、その実績によってポイントがたまります。たまったポイントは、翌年度に最大5,000円の奨励金または市の特産品などと交換できます。

対象…65歳以上(川越市介護保険の第1号被保険者)

## ■消防局へ直通の緊急通報システムの貸与

対象…1人暮らし(8時間以上1人になる方を含む)などで、慢性疾患により常時注意を要し、使用できる電話がある、おむね65歳以上

経費…1人暮らしの方は設置工事料無料。8時間以上1人になる方等の世帯は、世帯の所得状況により自己負担あり

## ■配食サービス

1日1食(昼食または夕食分)、週4食まで。調理された食事を自宅に届け、安否を確認します。

対象…在宅で、老衰、心身の障害、疾病等の理由により調理や買い物が困難な方のうち次のいずれかの要件を満たす65歳以上①1人暮らし、②家族等が疾病・就労等の理由で食事の支援を受けることが困難

経費…1食当たり500円

\*このほかにも事業を実施しています。詳しくは、同課(本庁舎3階)・市民センター・川越駅西口連絡所で配布する高齢者サービスのしおり、または市民のしおり、市ホームページを確認するか、お尋ねください。

高齢者いきがい課 ☎224-5809 ☎229-4382

## ■要介護高齢者手当の支給

対象…在宅で要介護3~5の65歳以上(医療保険での入院は対象)

支給額…月額8,000円(申請月から支給します)

## ■紙おむつの給付

月額5,000円の範囲内で、申請の翌月から紙おむつを給付します。

対象…在宅の要介護1~5で、常時失禁の状態にあり、排泄の介助が必要な65歳以上(要介護1~3の方は、要介護認定調査資料に基づき、受給の可否を判断します)

## ■訪問理美容サービス

理・美容師が高齢者の居宅を訪問し、調髪・カットを行います。

対象…在宅で、要支援・要介護認定を受けている、理・美容院へ行くことが困難な65歳以上

経費…1回当たり2,000円

利用回数…年度内4回(申請月により回数が異なります)

## ■成年後見制度の利用支援

川越市成年後見センター(オアシス3階)で、成年後見制度の申し立て手続きの支援や関係機関の案内などを行います。

連絡先…川越市成年後見センター ☎225-5703

☎226-7666

## ■生活管理指導員等派遣(ヘルパー)

日常生活の支援等を行います。

対象…要支援・要介護認定等を受けていない、日常生活が困難な65歳以上

経費…所得税額により異なる(1時間につき、無料~580円)

利用回数…週1回1時間以内

## ■居宅改善費助成

手すり設置や段差解消などの居宅改善費用の一部を助成します。助成を受けるには申請が必要です。なお、助成決定前の着工は無効です。

対象…要支援・要介護認定を受けていない65歳以上で、本人および同居者の市民税所得割額が10万円以下の方

助成額…対象経費の3分の1(限度額10万円)

## ●徘徊高齢者家族支援サービス事業 地域包括ケア推進課 ☎224-6087 ☎229-4382

徘徊探知システムの機器およびサービス内容が4月1日から変わります。詳しくは市ホームページをご確認ください。

## 市民聖苑葬儀料金の改定



斎場 ☎226-0090 ☎226-7088

仕入れ価格、原材料価格、物流費などの急激な上昇により、5月1日(月)予約受付分から市民聖苑葬儀制度の上限価格を改定します。料理・飲物の上限価格など詳しくは、市ホームページをご確認ください。

区分	現行	改定後
基本料金 (棺代、骨つぼ代、司会進行料など)	16万5千円以内	19万8千円以内
オプション料金 (棺、骨つぼなどをグレードアップ)	22万円以内	44万円以内

## 自治会に加入しましょう！

地域づくり推進課 ☎224-5705 ☎224-6705

自治会は、住みよい豊かなまちづくりを目指して、環境美化・防災・防犯など、さまざまな活動を地域で行っている自主的な団体です。

自治会に加入し、地域の活動に参加してみませんか。お住まいの地域の自治会が分からない方は、同課にお尋ねください。

## 廃棄物処理施設設置等事業計画書の縦覧



産業廃棄物指導課 ☎239-7007 ☎239-5059

廃棄物処理施設の設置を計画している事業者から事業計画書が提出されました。事業計画書と生活環境保全対策書の縦覧を次のとおり行います。また、事業者による関係地域住民を対象にした説明会が縦覧期間中に行われます。

### 事業者(設置場所)

①(株)カネダ(芳野台2-8-22)

②日本ウエスト関東(株)(平塚新田175-1ほか4筆)

縦覧期間…4月7日(金)～5月8日(月)(土・日曜日、祝日を除く、午前8時30分～午後5時)

縦覧場所…①=産業廃棄物指導課(資源化センター内収集管理棟1階)・環境政策課(本庁舎5階)・芳野市民センター、②=産業廃棄物指導課・環境政策課・名細市民センター

### 意見書の提出

事業に関係する市民の方は、生活環境保全上の意見書を提出できます。

提出期限…5月22日(月)(消印有効。縦覧期間中に説明会が終了しない場合、説明会終了の翌日から2週間後まで)

提出方法…縦覧場所で配布する意見書(4月7日(金)から市ホームページでもダウンロード可)に必要事項を記入し、郵送または直接産業廃棄物指導課(鯨井782-3)

## 児童扶養手当等の支給額が変わります

児童扶養手当について=こども家庭課 ☎224-5821 ☎225-5218  
特別児童扶養手当について=こども政策課 ☎224-6278 ☎223-8786

児童扶養手当と特別児童扶養手当の額は、物価変動に応じて自動的に額を改定する「自動物価スライド制」が取られています。令和4年全国消費者物価指数の物価変動率(+2.5%)が公表されたことを踏まえ、4月から次のとおり支給額が改定されます。

### 児童扶養手当

父母の離婚、死亡など支給要件に該当する子どもを育てている方や父または母に一定の障害がある子どもを育てている方に支給される手当。

### 児童扶養手当の支給額

子の人数	月額(全部支給)	月額(一部支給)
1人目	44,140円	10,410円～44,130円
2人目加算額	10,420円	5,210円～10,410円
3人目以降加算額	1人につき6,250円	1人につき3,130円～6,240円

### 特別児童扶養手当

精神または身体に一定の障害がある20歳未満の子を育てている方に支給される手当。

### 特別児童扶養手当の支給額

障害の状態	月額(1人あたり)
1級(重度)	53,700円
2級(中度)	35,760円

## 浄化槽への補助

環境対策課 ☎224-5894 ☎225-9800

補助金が予算額に達した時点で終了します。

### 家庭用合併処理浄化槽への転換補助



単独処理浄化槽・くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換をする方に、設置費、撤去費および配管費の一部を補助します。

申請期間は4月3日(月)から来年2月15日(休)まで。

### 家庭用合併処理浄化槽の維持管理補助



浄化槽を新たに設置した場合、使用開始3か月を経過した後の5か月間に「設置後の水質検査(7条検査)」を受け、その後は毎年「定期検査(11条検査)」を受ける義務が生じます。

浄化槽を適正に維持管理するため、保守点検・清掃・法定検査を実施している方に、補助金を交付します。

申請期間は、保守点検の契約最終日の翌日から3か月以内または、来年3月25日(月)のいずれか早い日までです(契約最終日が来年3月の場合は3月1日(金)から可)。

対象区域…下水道処理区域(下水道が使える区域)以外

\*申請は、平成26年度以降最初に申請した年度から翌々年度末までできます(上限3回、同26年度から令和2年度までに申請した方は今年度以降申請できません)。

## 雨水対策施設の設置補助



下水道課 ☎223-0331 ☎223-0208

雨水が河川等へ流れ込むのを一時的に抑えたり、ためた雨水を有効利用するための雨水対策施設(仮設建築物を除く)を設置する方に費用の一部を補助します。

対象の雨水対策施設は、市の基準を満たす、浸透ます(4基まで)・小型貯留槽(2基まで)です。規格に適合しない物は、補助の対象とならない場合があります。補助には、工事着工前の申請が必要です。

詳しくは、市ホームページまたは同課(上下水道局庁舎1階)で配布するパンフレットを確認してください。

## 生ごみ処理機器の購入費補助



資源循環推進課 ☎239-6267 ☎239-5054

家庭用生ごみ処理機器を購入しようとする方に補助金を交付します。対象は市内在住で、機器を常に良好な状態で維持管理できる方です。なお、機器はコンポスト容器、EM容器、電気式生ごみ処理機が対象です。

補助を受けるには、購入前に申請が必要です。受け付けは先着順で、定数になり次第終了します。

## 放射性物質やアスベストの調査を行っています

環境対策課 ☎224-5894 ☎225-9800

### 放射性物質測定



### 放射線測定器貸し出し(要予約)

大気中の放射線量測定ができる測定器の貸し出しを引き続き実施しています。予約は電話で受け付けています。

貸出機器…環境放射線モニターPA-1000Radi(シンチレーション式)

### 持ち込み食品の放射性物質簡易測定(要予約)

市民の皆さんが持ち込んだ食品に含まれる放射性物質の簡易測定を引き続き実施しています。

予約は電話で受け付けています。

測定機器…(株)テクノエーピー製・TN300B(Nalシンチレーションスペクトロメータ)

### 石綿(アスベスト)に関するお知らせ



大気汚染防止法により、建築物・工作物の解体や改修工事を行う場合には、石綿使用の有無について事前に調査し、その結果を解体等工事の場所へ掲示することが義務付けられています。

また、一定規模以上の解体等工事を行う場合には、事前調査の結果を市に報告することが必要です。なお、10月以降に着手する建築物の解体等工事については、有資格者による事前調査が必要となります。

石綿の使用が判明し、対象作業を行う場合には、作業内容の掲示や石綿飛散防止対策の実施が必要です。石綿の除去等には、専門的な技術が必要ですので、専門業者に相談してください。

対象作業…①吹き付け石綿、②石綿を含有する断熱材等、③石綿を含有する成形板等が使用されている建築物・工作物の解体作業や改造・補修作業

### 大気中の石綿濃度調査結果



石綿による大気汚染の状況を把握するため、環境省が作成したマニュアルに従って調査を実施しました。石綿以外の繊維を含む総繊維数濃度について高い濃度は見られませんでした。

## 吸込下水槽に補助



資源循環推進課 ☎239-6267 ☎239-5054

市では、下水道未整備地域に住んでいる方が、生活雑排水の吸込下水槽の掘り替え・改造・清掃をしたときに補助金を交付しています。補助金が予算額に達した時点で終了します。なお、吸込下水槽は浄化槽とは別のものです。

## 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費用の一部を補助



食品・環境衛生課 ☎227-5103 ☎224-2261

飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を実施する方へ、手術費用の一部を補助します。

受け付けは先着順で、補助金が予算額に達した時点で終了。

申請期間…第1期＝4月3日(月)～9月29日(金)▶第2期＝10月2日(月)～来年2月29日(休)

申請できる方…市に住民登録がある方

対象となる猫…市内に生息し、飼い主がいないことを確認した猫(飼い猫は対象外)で、協力動物病院で不妊・去勢手術(併せて片耳にV字カット)を受ける猫

補助額…不妊手術(メス)＝1匹につき7,000円▶去勢手術(オス)＝1匹につき4,000円

\*上記を限度額とし、手術費用が限度額に満たないときは、手術費用とします。

申し込み…同課(保健所1階)で配布する申請用紙に必要な事項を記入し直接同課

\*必ず手術前に申請してください。

### 「片耳にV字カット」って?

一度、不妊・去勢手術をした猫を、間違ってももう一度捕獲しないための印です。



## みどりを増やす活動を応援します

環境政策課 ☎224-5866 ☎225-9800

市では、潤いと安らぎのあるまちとするため、みどりを増やすさまざまな活動を応援します。

### 緑の募金(家庭募金)にご協力を

自治会を通じて募金を行います。

期間…5月1日(月)～31日(水)

### 「川越市緑の基金」にご協力を

募金箱は、市役所受付(本庁舎1階)と同課(本庁舎5階)にあります。募金した方には花の種をプレゼントします。

### 市民花壇

一定要件を満たす花壇を「市民花壇」に指定し、地域団体の皆さんに市から支給する花の植え替えや、水やり・除草などをお願いしています。新たに市民花壇の指定を希望し、花壇工事を伴う場合は、8月31日(休)までに申請してください。



### 市民の森指定

個人などが所有する樹林に、散策路や休憩施設などを整備し、市民の皆さんの憩いの場とするため「市民の森」を指定しています。



### 始めませんか? 「緑のカーテン」

建物の前面にネットを張り、アサガオやゴーヤなどで作る緑のカーテン。夏場の室温の上昇を抑えるには今が始めどきです。自宅や職場で取り組んでみませんか?



## 自転車乗用中はヘルメットを着用しましょう

防犯・交通安全課 ☎224-5721 ☎224-6705

4/1(土)～  
努力義務

県内の自転車事故で亡くなった方の約7割が頭部に致命傷を負っています(埼玉県警察資料)。また、ヘルメットを着用していなかった方の致死率は、ヘルメットを着用していた方に比べて約2.2倍高くなっています(警察庁資料・全国)。自分自身の命を守るためにも、自転車に乗る際はヘルメットの着用をお願いします。

### ～ひとくち情報～ ミニ・インフォメーション ～ひとくち情報～

- 市職員を募集します 職員課 ☎224-5553 ☎225-2895  
募集職種・募集期間など詳しくは、市ホームページを確認するかお尋ねください。
- 4月1日(出)から市営自転車駐車場の受付時間を変更します 防犯・交通安全課 ☎224-5721 ☎224-6705  
午前6時から午後11時までだった受付時間を午前6時から午後8時までに変更します。利用手続き等を行う際はご注意ください。
- 平日夜間の電話での納税相談実施 収税課 ☎224-5691 ☎226-2538  
4月24日(月)・25日(火)午後5時15分～7時。開庁時間に相談ができない方はご利用ください。
- 令和4年度包括外部監査の結果報告書が提出されました 監査委員事務局 ☎224-6132 ☎224-1933  
テーマは「環境部の実施する事業の管理及び財務事務の執行について」。同報告書について詳しくは、情報公開コーナー(東庁舎1階)・公民館・図書館・市ホームページで確認できます。
- 斎場市民聖苑利用説明会 斎場 ☎226-0090 ☎226-7088  
4月15日(出)午前9時～▶午前10時30分～。対象は市内在住。各定員10人。申し込みは電話で斎場。
- スポーツ安全保険について スポーツ振興課 ☎224-6094 ☎224-8712  
(公助)スポーツ安全協会では、令和5年度スポーツ安全保険の加入受け付けをしています。この保険は、スポーツ・文化・ボランティア活動等が対象です。案内などを公民館・川越運動公園で配布しています。加入手続きはインターネットでの申し込みとなります。詳しくは、同協会 ☎03-5510-0033にお尋ねください。
- 国民健康保険と後期高齢者医療制度の傷病手当金支給の適用期間を5月7日(日)まで延長します  
詳しくは市ホームページを確認するか、国民健康保険＝国民健康保険課 ☎224-5836 ☎224-7318、後期高齢者医療制度＝高齢・障害医療課 ☎224-5842 ☎224-7318にお尋ねください。

## 固定資産(土地・家屋) 評価額を確認できます



資産税課 ☎224-5642 ☎226-2539

### 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

納税者が、自己の所有する土地・家屋の評価額について、他と比較して適正であるかを確認できます。

縦覧期間…4月3日(月)～5月31日(水)(土・日曜日、祝・休日を除く)

対象…納税者、同一世帯の親族、納税管理人、相続人代表者、納税者の委任状(法人の場合は代表者印のある物)を持つ方

### 固定資産課税台帳の閲覧

自己の所有する土地・家屋・償却資産の課税内容を確認できます。上記縦覧期間内は「名寄帳兼課税台帳の写し」を無料交付します。

対象…固定資産の所有者、同一世帯の親族、納税管理人、相続人代表者、所有者の委任状(法人の場合は代表者印のある物)を持つ方

### ■縦覧・閲覧の会場、持ち物

会場…同課(本庁舎2階)

持ち物…本人確認書類(運転免許証、健康保険証、パスポート、マイナンバーカード、前年度納税通知書等)

### ■「名寄帳兼課税台帳の写し」は郵送でも請求できます

市ホームページにある申請書に必要な事項を記入し、本人確認書類の写し・切手を貼った返信用封筒・委任状等(お持ちの方)を同封の上、5月31日(水)(必着)までに郵送で〒350-8601川越市役所資産税課

## 住宅改修費用の一部 を補助



産業振興課 ☎224-5934 ☎224-8712

地域経済対策の一環として、次の要件を満たす改修工事費用の一部を補助します。

補助金交付決定前に工事着工した場合、補助は受けられません。必ず交付決定後に着工してください。

\*令和5年度の申請方法は抽選方式になります。次の事前申請期間内で申請数が予算の範囲を超えた場合は、公開抽選で交付対象者を決定します(抽選を行う場合は、日時および場所等を申請者に通知します)。

事前申請期間…前期=4月6日(木)～13日(木)▶中期=6月29日(木)～7月6日(木)▶後期=11月7日(水)～14日(水)

補助額…改修工事に要した費用(消費税を除く)のうち5%に相当する額で、5万円を限度(千円未満切り捨て)

対象…次のすべてに該当する方①川越市に住民登録がある、②リフォームする住宅の所有者でその住宅に居住している、③市税に滞納がない、④過去に同制度を利用していない

対象工事…次の全てに該当する工事①市内施工業者が行う20万円以上(消費税を除く)の個人住宅の改修工事、②前期=8月15日(水)まで、中期=10月31日(水)まで、後期=来年2月29日(水)までに完了する工事

申し込み…同課(本庁舎5階)で配布する申請書(市ホームページからダウンロード可)に必要な事項を記入し、必要書類を添えて直接同課(郵送でも可)

## 自立相談支援センターにご相談ください

生活福祉課 ☎224-5784 ☎224-6148



自立相談支援センターでは、専門の支援員が寄り添いながら、生活で困っている方の相談に乗り、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、他の専門機関と連携して解決に向けた支援を行っています。

お金(家計)や仕事、住まいの事などでお困りの場合は、できるだけ早く予防策を講じ、その状況が複雑・深刻になる前に問題解決を図ることが重要です。次のような事でお困りの方は、同センターまでお尋ねください。

- 収入がない、年金だけでは生活が苦しい
- 仕事が見つからない、就職活動の仕方が分からない
- 家賃が払えない、住居確保給付金について知りたい
- 税金や光熱水費が払えない、借金の支払いが大変
- 家計を見直したい
- 子どもに勉強をさせてあげたいが、お金に余裕がない
- どこに相談してよいか分からない

### 自立相談支援センターの案内

所在地…脇田本町8-1 U PLACE 3階  
市民サービスステーション内

開設日時…月～土曜日(祝・休日、年末年始を除く)、午前9時30分～午後6時15分

問い合わせ ☎293-9413 ☎293-9419